

# きらぼしアジア情報レポート

2019年3月号  
きらぼし銀行海外戦略部アジアデスク  
綺羅商務諮詢（上海）有限公司

## CONTENTS

- 中国進出企業インタビュー 綺羅商務諮詢（上海）有限公司 蓑田  
＜訪問先＞上海潤世企業營銷管理股份有限公司  
株式会社ルイスマーケティング  
＜テーマ＞「オンラインとオフラインの融合へ」
- 中国ビジネスQ & A 綺羅商務諮詢（上海）有限公司 蓑田  
＜テーマ＞「中国人社員の税込給与」
- 深セン駐在レポート きらぼし銀行派遣行員 掛川  
＜テーマ＞「深センの食文化」
- タイ駐在レポート きらぼし銀行派遣行員 兎玉  
＜テーマ＞「タイの大気汚染事情」
- きらぼし銀行の海外ビジネスサポートについて  
～海外ビジネスサポート体制～  
～上海コンサルティング会社について～

※本号のベトナム駐在レポートは休載いたします。

# 中国進出企業 インタビュー

## 第95回「オンラインとオフラインの融合へ」

上海潤世企業營銷管理股份有限公司 本社

株式会社ルイスマーケティング 日本支社

田中 宏明氏

T-mall や京東を代表とした中国国内のオンライン販売、日本から中国への越境 EC などここ数年、中国での売上拡大にはオンラインの活用が欠かせません。一方、「体験」や「感動」を提供できる「場」として、リアル店舗の役割も大きいのが実態です。

今回は日本企業を中心にオフラインから KOL プロモーション、E-コマースの運用まで一貫してサポートしている上海潤世企業營銷管理股份有限公司／株式会社ルイスマーケティングの田中宏明氏に中国の現状についてお話を伺いましたので、ご紹介します。

### ◆ 上海潤世企業營銷管理股份有限公司

弊社サービスの全体像をご説明しますと、オフライン（百貨店などのイベント企画運営やサンプリングなど）やオンライン（KOL を活用したプロモーション、Wechat、Weibo の運営等）、EC 運営代行支援（T-mall や越境 EC などの運用代行）などを展開しております。

オフラインのみやオンラインのみのサービスを提供する会社は中国や日本に数多く存在しますが、弊社ではどちらもワンストップでご支援させて頂いております。また、弊社は日本企業ではなく、中国人が立ち上げた中国企業です。しかし中国企業ではあるものの、長年日系企業向けのマーケティング支援と国内／海外 EC 運営支援事業を行ってきた副総裁の沢登秀明を筆頭に、日本人が数名在籍し、中国企業というコストの優位性を活かしながら、日本企業同様のサービス水準を提供できるというのが弊社の強みです。

また日本では中国人消費者向け PR や越境 EC の運営支援などを実施するために株式会社ルイスマーケティングを立ち上げ、中国では全国規模の店頭上場市場である新三板市場に株式上場していることも、日本のお客様から他の中国企業とは違う信頼を頂いている要因だと考えています。



田中 宏明氏

## ◆ サービス内容

弊社サービスは具体的に①百貨店でのイベント開催によるサンプリング提供（オフラインマーケティング）、②「小紅書」など人気アプリでの口コミマーケティング、③フォロワー獲得の為の微信（Wechat、Weibo）などの SNS 運営代行、④T-mall や京東など e-コマースの運用代行に分かれます。口コミマーケティングや e-コマースの運用代行などの業務を単独で行う会社はありますが、オフラインマーケティング含め、全てのサービスを連動させて行える会社は少なく、そこが弊社の強みでもあります。

最近ではオフラインマーケティングの重要性が改めて見直されています。その背景に SNS などを活用したオンラインマーケティングは広告費が高騰し始めたり、SNS のなりすましが増えたり、オンラインだけでのマーケティングでは消費者の動きが捉えきれなくなってきました。またメーカーの立場からすると、中国では国内販売を代理店に任せるケースが多い為、エンドユーザーとの接点が少なく、ユーザーの声が商品開発などに活かさないこともオフラインマーケティングを選択する企業が増えた要因でしょう。



百貨店でのサンプリング提供  
（オフラインマーケティング）

## ◆ オー・ツー・オー（O2O）から オー・エム・オー（OMO）へ

日本ではオー・ツー・オー（O2O）の概念が浸透してきましたが、世界ではオー・ツー・オー（O2O）からオー・エム・オー（OMO）へ概念が更に変わってきています。特にアメリカと中国が進んでいます。

オー・ツー・オー（O2O）は店舗販売とオンライン販売両方が存在し、オンラインを活用して店舗へ顧客を誘致し店舗販売を伸ばすことを目的としています。オー・エム・オー、Online Merges with Offline はリアルとデジタルを融合させ、デジタル×顧客体験（UX）を高め、顧客の満足度をより高めていくことで、企業全体の売上を伸ばすことを考えるものです。

代表的なのが、アリババグループが運用するスーパー「フーマ」です。「フーマ」は店舗で新鮮な食材を販売しているだけでなく、オンラインで購入した店舗周辺の顧客へ 30 分以内に商品を配達するサービスを提供していますが、店舗誘致を目的としておらず、店舗でもオンラインでも販売を伸ばしています。「フーマ」は中国最大の E コマースを運営するアリババグループが経営していることから、ネットで商品を購入する膨大な顧客情報（ビッグデータ）を持っており、その顧客情

本レポートに記載の事項は情報提供のみを目的としたものであり、記載されているデータ、意見などはきらぼし銀行が信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありませんが、その正確性、確実性を保証するものではありません。当レポートに記載された内容が事前連絡無しに変更されることもあります。当レポートに記載された条件などはあくまで仮定的なものであり、かかる取引に関するリスクを全て特定・示唆するものではありません。事業展開の最終決定は貴社ご自身の判断でなされるよう、また必要な場合には顧問弁護士、顧問会計士などに御相談の上でお取扱下さいますようお願い致します。

報を元に店舗の立地を決めているので、店舗を出す前に採算が見込めているという話も聞いたことがあります。

日系企業は日本では、オフラインとオンラインの部門と責任者を分け、別々に事業を考えているケースを見かけますが、日本企業をサポートする中で、中国では両軸を見据えオンライン・リアル店舗関係なく、いかに双方で望ましい顧客体験（UX）を作っていけるかという視点が重要になってくると思います。

#### ◆ 日本企業・日本商品が中国で成功するためには

現在日本企業から依頼を頂くことが多いのが化粧品や食品です。中国でも日本の化粧品と食品のニーズは強く、これは日本の商品に対する安心・安全というイメージが根付いているからです。しかし、日本企業・日本商品の全てが成功している訳ではありません。私もさまざまな企業のご相談を受けますが、中国で売れるためには①日本で売れている商品か、②商品に特徴があるか、③中国の事情にあっているか、他にも色々な要件はありますが、日本で全く売れていない商品が中国で売れることは考えづらいです。

ご相談頂く企業の中には、売りたい気持ちは強いけれども、売る為の準備が出来ていない企業もいらっしゃいます。①商品を買える場所（店舗やサイト）、②商品の魅力の伝え方（PR 方法）、③関連法律・市場動向の調査、最低限この準備をしておかなければ、どんなに良い商品でも売れません。

そして日本企業は、マーケティングや販売方法まで全てを自社で完結しようとする傾向があります。しかし、中国は変化のスピードが早く、自社で全てを行おうとするとそのスピード感に追いつけません。例えば、人気のアプリ「小紅書」もこの1、2年で注目されてきましたが、5年後には無くなっている可能性がある程トレンドの移り変わりは早いのです。その為にもマーケティング会社の活用は重要だとお考え下さい。

私個人として日本のFM三重で「上海の今」というラジオ番組でDJを担当しており、移り変わりが早い上海の現状を日本の皆様に伝えているのですが、これからは仕事を通じて、中国へ日本の良さや日本商品を伝えていけるようにしていきたいですね。

#### ※会社情報

中国／上海潤世企業營銷管理股份有限公司

住所：上海市長寧区樓山関路 523 号金虹橋国際中心南楼 902-903 室

業務内容：オフライン（百貨店などのイベント企画運営やサンプリングなど）やオンライン（KOL を活用したプロモーション、Wechat、Weibo の運営等）、EC 運営代行支援（天猫や越境 EC などの運用代行）など

本レポートに記載の事項は情報提供のみを目的としたものであり、記載されているデータ、意見などはきらぼし銀行が信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありませんが、その正確性、確実性を保証するものではありません。当レポートに記載された内容が事前連絡無しに変更されることもあります。当レポートに記載された条件などはあくまで仮定的なものであり、かかる取引に関するリスクを全て特定・示唆するものではありません。事業展開の最終決定は貴社ご自身の判断でなされるよう、また必要な場合には顧問弁護士、顧問会計士などに御相談の上でお取扱下さいますようお願い致します。

日本／株式会社ルイスマーケティング

住所 : 東京都千代田区丸の内 1-6-5 丸の内北口ビルディング 9F

業務内容 : 中国人消費者向け PR・プロモーションの企画、実施。越境 EC の運営代行など

聞き手＝綺羅商務諮詢（上海）有限公司 袁田

本レポートに記載の事項は情報提供のみを目的としたものであり、記載されているデータ、意見などはきらぼし銀行が信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありませんが、その正確性、確実性を保証するものではありません。当レポートに記載された内容が事前連絡無しに変更されることもあります。当レポートに記載された条件などはあくまで仮定的なものであり、かかる取引に関するリスクを全て特定・示唆するものではありません。事業展開の最終決定は貴社ご自身の判断でなされるよう、また必要な場合には顧問弁護士、顧問会計士などに御相談の上でお取扱下さいますようお願い致します。

# 中国ビジネスQ & A

## 第93回「中国人社員の税込給与」

このレポートはすべてお読み頂いて1分30秒です。

### <質問>

弊社は上海市で中国人社員数名を雇用している商社です。従来、中国人社員の給与と社会保険の計算・納付を外部へアウトソーシングしていたのですが、今年に入り、そのアウトソーシング会社から「給与金額を税込給与で教えて欲しい」と依頼を受けました。私も中国へ赴任したばかりで中国人社員の給与計算が税込なのか、税抜なのかさえもわからない状況です。どう対応すれば良いのでしょうか？

### <回答>

今回、アウトソーシング会社が「税込給与」の提示を依頼してきた背景には、2019年の個人所得税の大幅改正が背景にあります。改正点は主に課税所得額の計算方法変更、税率変更、基礎控除額の変更、特定付加控除額の設定など、ここでは説明しきれないほど多岐にわたります。

従来、日系企業は中国人従業員の給与を「税抜」で設定しているケースが多いです。この「税抜給与」とは何を指すのかと言いますと、日本で言う手取給与をイメージして下さい。日本では額面給与から社会保険料や税金、会社によっては団体保険費などを差し引かれて手取給与が支給されていますが、中国では団体保険費などは通常ありませんので、個人所得税と社会保険の個人負担分が差し引かれて支給されます。

$$\text{税抜給与} = \text{税込給与} - \text{個人所得税} - \text{社会保険個人負担分}$$

従業員の採用や昇給の際も従業員と給与を「税抜（手取）」で合意する訳ですが、会社としては手取給与から逆算して個人所得税を計算し、社会保険の個人負担分も勘案して税込給与を設定していました。また、この手取給与からの逆算方式ですと、残業代や交通手当などの諸手当も手取ベースで考えますので、手取給与＋残業代＋諸手当＝手取支給総額から逆算して税込給与を算出していたこととなります。

本レポートに記載の事項は情報提供のみを目的としたものであり、記載されているデータ、意見などはきらぼし銀行が信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありませんが、その正確性、確実性を保証するものではありません。当レポートに記載された内容が事前連絡無しに変更されることもあります。当レポートに記載された条件などはあくまで仮定的なものであり、かかる取引に関するリスクを全て特定・示唆するものではありません。事業展開の最終決定は貴社ご自身の判断でなされるよう、また必要な場合には顧問弁護士、顧問会計士などに御相談の上でお取扱下さいますようお願い致します。

今回の個人所得税改正によって、特定付加控除が新たに設定されました。特定付加控除とは住宅ローン控除や高齢者扶養控除などの項目があり、日本の年末調整と近いイメージでお考え下さい。

個人の事情により特定付加控除枠の金額が異なります。特定付加控除額というのは日本の年末調整同様に個人に還元されるべき制度と考えますと、個人の事情を鑑み「税抜（手取）」から「税込給与」を逆算するのは煩雑です。その上、課税所得額の計算方法の変更も相まって、給与を「税抜（手取）」をベースにして考えるよりも、「税込」で考えた方が個人所得税の計算が簡便になります。この理由から、アウトソーシング会社が貴社に「税込給与の金額を教えて欲しい」と連絡があったのでしよう。

今回を機に、中国人従業員との労働契約を「税抜（手取）」から「税込」に切り替えられる企業が増えていると聞いています。まずは昨年従業員と合意した手取給与の金額だけでなく、会社が負担していた個人所得税、社会保険個人負担分の金額を把握して昨年の「税込給与額」を算出し、従業員が不利益を感じないような新しい「税込給与額」を設定されてはいかがでしょうか。なお、従業員の労働条件を変更する際は、プロセス（公示や意見徴収など）に沿って対応している会社もありますので、過去労働条件を変更した事例に沿った対応をされることをお勧めします。

#### 《ご参考》

中華人民共和国個人所得税法实施条例

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3960202/content.html>

個人所得税特定付加控除暫定施行方法についての通知

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3960435/content.html>

全国的に実施される新個人所得税法の徴税管理に関する問題の公告

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3954941/content.html>

以上

綺羅商務諮詢（上海）有限公司 袁田

## —深セン駐在レポート—

### 「深センの食文化」

深センはチャンスの街、移民の街とも称され、中国国内の多くの若者が仕事を求めて深センに集います。食事に関しても同様で、深センは様々な地域の出身の料理人が集い、各地域の人々に向け腕をふるっており、その土地の本場同様の味を楽しむことができます。

今回のレポートではその中でも特に、深センの人々に好まれて食されている料理のご紹介と深センの日系料理店の状況をレポート致します。

#### ○各地料理の紹介

深センは広東省に位置しながらも、広東料理以外の料理店や料理に出会い、北方に位置している湖南省や四川省出身の人々が多いことから、彼らに向けた料理店が特に多くあります。次節では、深センの人々に多く食されている広東料理、四川料理、湖南料理の概要を個別にご紹介いたします。

##### <広東料理>

広東料理は広東省で発達した料理で、中国八大料理のひとつとも言われています。「食は、広州にあり」と称されているほどで中国の料理を代表する料理にもなっており、見た目も美しく、比較的あっさりした味付けで日本人にも親しみやすい料理にもなっています。

広東料理の特徴は、旬の新鮮な食材を使用し、素材本来の味を大切にすることです。日本でも良く知られている「飲茶<sup>ヤムチャ</sup>」は広東料理の一種で、一般的に食されている「焼売<sup>ハークアオ</sup>」、「蝦餃（海老蒸し餃子）」、などの点心は、中国や日本に留まらず世界中で食されています。

朝早くから飲茶を楽しみ隣人と語らいながらゆっくりと朝食をとる「早茶<sup>ザオチャ</sup>」などは、深センの郊外や広州、東莞、香港ではよく目にする事が出来ます。



<食前に食器等を洗う様子>

また、広東省のレストランでは、「洗杯<sup>シーベイ</sup>」と呼ばれる食前に食器を洗う習慣があります。昔、衛生状態があまり良くなかった時代に、自分のお茶で箸、レンゲ、湯飲みなどを洗ってから食事をしてきた事から根付いた風習です。食器を洗うかは任意ではありますが、洗杯をしないと落ち着いて食事ができないという人々も多いようです。

洗杯の方法は、レストランの机の上に写真に挙げた様なビニールに包まれた食器やレンゲと空のボ

本レポートに記載の事項は情報提供のみを目的としたものであり、記載されているデータ、意見などはきらぼし銀行が信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありませんが、その正確性、確実性を保証するものではありません。当レポートに記載された内容が事前連絡無しに変更されることもあります。当レポートに記載された条件などはあくまで仮定的なものであり、かかる取引に関するリスクを全て特定・示唆するものではありません。事業展開の最終決定は貴社ご自身の判断でなされるよう、また必要な場合には顧問弁護士、顧問会計士などに御相談の上でお取扱下さいますようお願い致します。



ウルが置かれています。その後、ビニールからお椀、お箸、レンゲを取り出し、お茶で洗い流します。洗浄後はボウルの中にビニールやその他のごみも一緒にボウルに廃棄し洗杯は、完了になります。

#### <四川料理>

「回鍋肉」や「麻婆豆腐」、「担担麺」など唐辛子を利用したピリっと辛い料理が中心です。日本人にも大変馴染み深い料理のひとつで日本のお店だけでなく一般家庭でもよく食されています。

最近では、日本でも特に中国現地の味に近い四川料理店が多く新規開店するなど四川料理の人气が上がっているようです。しびれる味覚である「<sup>マラー</sup>麻辣」を楽しむマ一活という言葉なども誕生するなど最近、人气が急上昇しています。麻婆豆腐など中国の一般的な料理店では、約20元前後（約320円）で食べる事が出来ます。日本で本場四川風の料理を食べようと思えば1,000円前後のお店が多いので、本場の四川料理の味を日本より割安で食べる事が出来ます。



<左上から広東料理（点心）、四川料理、  
下2つ湖南料理>

#### <湖南料理>

湖南料理発祥の地区である湖南省は、深センのすぐ北に位置しています。深センで働いている人は、湖南省出身の人が非常に多いです。湖南料理は、高湿度である為、四川料理と同じく辛い料理が多めになっています。食材は、唐辛子のほかにネギやニンニクが多く使われており、湖南料理も中国八大料理のひとつに数えられています。

また湖南料理は「<sup>シアンツァイ</sup>湘菜」や湖南省出身の毛沢東が心から愛したこと料理であるから「<sup>マオジアーツァイ</sup>毛家菜」という別名もあります。四川料理とは、辛さを表す言葉が違っており、四川料理は、山椒の効いた「麻辣」なのに対して、湖南料理は「<sup>スワンラー</sup>酸辣」という味覚で、辛味のほかに酸味が強く効いた辛さになっています。

さらに湖南料理は、強烈に辛く、中国で最も辛い料理の一つとも言われています。

### ○深センの日系料理店

昨今、深センが日本のテレビや新聞、雑誌等のメディアに多く登場し、注目を浴びていることあり、日本人の視察団や出張者が徐々に増加しています。筆者が深センに赴任した2016年頃は、日本食店は、中国の他都市と比較してもまだまだ少なかった印象でした。

本レポートに記載の事項は情報提供のみを目的としたものであり、記載されているデータ、意見などはきらぼし銀行が信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありませんが、その正確性、確実性を保証するものではありません。当レポートに記載された内容が事前連絡無しに変更されることもあります。当レポートに記載された条件などはあくまで仮定的なものであり、かかる取引に関するリスクを全て特定・示唆するものではありません。事業展開の最終決定は貴社ご自身の判断でなされるよう、また必要な場合には顧問弁護士、顧問会計士などに御相談の上でお取扱下さいませようお願い致します。

しかし、上記背景も関係してか、最近では日本人駐在者向け居酒屋が増加している他に吉野家、すき家などの牛丼店、丸亀製麺、はなまるうどんなどの日本でおなじみの外食チェーン店など新規出店が最近増加している様に見受けられます。

2019年には、以前の本レポートでもご紹介した MUJIHOTEL のある深セン上城地区周辺に日系企業の飲食店街が建設される計画もあり、ますます日本人の駐在者や出張者向けの飲食店の店舗が進出していく事が期待されます。



<2018年にオープンしたはなまるうどん>

## ○終わりに

「来了就是深圳人-来ればすぐに深セン人」という深センのキャッチフレーズがある様に深セン市外から多くの人々が集まる為、深センには「よそ者」という観念はありません。

深センは、元来、中国国内における「人種のるつぼ」のような土地柄であるため、外部のものを取り入れやすい環境にあります。今回ご紹介した料理の他にも海外を含め様々な地区の料理を味わう事が出来ます。

また中国 4,000 年の長い歴史とは違い、深センは改革開放後の 40 数年で形成されている歴史の浅い都市であるので今後、ますます多様化する深センの食文化が育まれていく様子を見ていきたいと思えます。

(1 元 ≒ 16 円)

以上

深セン駐在 掛川

## ータイ駐在レポートー

# 「タイの大気汚染事情」

最近、タイで大気汚染が深刻化しているというニュースを耳にしたことがある方も多いのではないのでしょうか。日本のニュース番組でも取り上げられ、筆者の元にも日本にいる家族や友人から連絡がありました。タイに拠点をお持ちの企業関係者や、お知り合いがいる方、また渡航予定がある方などにとっては、実際にバンコクの大気汚染がどういう状況なのか、ご関心がある事柄かと思えます。今回はタイの大気汚染事情についてレポートいたします。

### ○タイで深刻化する大気汚染（PM2.5）

タイの大気汚染問題は予てから指摘されていますが、特に雨季（4月下旬～10月頃）が終わり乾季（11月～2月頃）に入ると雨がほとんど降らないことから、状況が悪化する傾向にあります。昨年も雨季が明けた11月頃から、一部ニュースサイトで「バンコク首都圏の一部地域で空気質指数（AQI）が基準値の100を上回り“健康に悪影響が始まる”水準となった。（タイ天然資源環境省公害管理局発表）」、「健康に悪影響がある」とされる200を上回った」といった報道が度々されるようになりました。但し2018年内は、一部でこうした報道があるのみで表立って騒がれることはなかったため、筆者を含め多くの人があまり気にかけていなかったように思います。



<もやがかかった高層ビル群>

しかし2019年に入ると目に見えて空気が悪くなりました。霧がかかっているようなどんよりとした曇り空の日が続き、徐々に筆者の周りでも大気汚染が話題に上るようになりました。街中ではマスクを着用している人を多く見かけるようになり、マスクが品切れになる店も続出しました。1月31日、2月1日にはバンコク都内の437の学校が臨時休校となり、筆者の出勤先であるカシコン銀行でも「妊娠中の行員や、アレルギー反応など身体への影響が出ている行員には在宅勤務等の配慮を行う」といった方針が示されました。この頃には多くの人が本格的な防塵マスクなどを着用するようになり、PM2.5対応の規格マスクはタイ国内で入手困難になりました。また空気清浄機も飛ぶように売れ、品切れの状態が続きました。



<売り切れ状態が続く  
空気清浄機>

しかし2019年に入ると目に見えて空気が悪くなりました。霧がかかっているようなどんよりとした曇り空の日が続き、徐々に筆者の周りでも大気汚染が話題に上るようになりました。街中ではマスクを着用している人を多く見かけるようになり、マスクが品切れになる店も続出しました。1月31日、2月1日にはバンコク都内の437の学校が臨時休校となり、筆者の出勤先であるカシコン銀行でも「妊娠中の行員や、アレルギー反応など身体への影響が出ている行員には在宅勤務等の配慮を行う」といった方針が示されました。この頃には多くの人が本格的な防塵マスクなどを着用するようになり、PM2.5対応の規格マスクはタイ国内で入手困難になりました。また空気清浄機も飛ぶように売れ、品切れの状態が続きました。

本レポートに記載の事項は情報提供のみを目的としたものであり、記載されているデータ、意見などはきらぼし銀行が信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありませんが、その正確性、確実性を保証するものではありません。当レポートに記載された内容が事前連絡無しに変更されることもあります。当レポートに記載された条件などはあくまで仮定的なものであり、かかる取引に関するリスクを全て特定・示唆するものではありません。事業展開の最終決定は貴社ご自身の判断でなされるよう、また必要な場合には顧問弁護士、顧問会計士などに御相談の上でお取扱下さいませようお願い致します。

政府が様々な対策（後述）を行った効果もあってか、直近では空気の悪さは改善し、マスクを着用する人もほとんど見かけなくなりました。しかし日時や地域によっては高いAQI値が観測されることもあり、まだまだ油断できる状態ではないと感じています。

## ○大気汚染の原因

タイの大気汚染の主な原因には、①自動車やバイクの排気ガス、②ビルの建設現場から発生する粉塵、③工場の排煙、④ゴミや森林の焼却（野焼き）の4つがあるとされています。

①の自動車やバイクの排気ガスについてですが、バンコクは渋滞都市として有名で、非常に交通量が多いです。黒い煙を上げて走る古いバスやトラックも多く見かけ、歩道を通行して隣を走っただけでも、思わずハンカチで鼻や口を覆ってしまうようなことが多々あります。政府が大気汚染対策の一環として自動車の排ガス検査を行ったところ、1月27日から2月6日までの12日間で1万台以上が不合格になったという報道もあり、自動車やバイクからの排気ガスは大気汚染の大きな要因の1つとなっています。

②のビルの建設現場から発生する粉塵についてですが、バンコクは現在コンドミニアムやホテル、商業施設などの建設が相次ぎ、街中の至るところで建設中の工事現場を目にします。こうした建設ラッシュは経済発展の象徴とも言えますが、その裏側では大気汚染などの公害問題を引き起こす原因にもつながっています。

③の工場の排煙についてですが、タイには自動車関係を始めた多くの製造業が集積しています。中には環境対策が十分でない工場も多数存在しており、今回政府が大気汚染対策の一環として約10万の工場を検査した結果、1,700の工場が大気汚染を引き起こしている可能性があることが判断されました。うち600工場には稼働停止命令が出されています。

④の野焼きについては、北部や東北部などの地方で多く行われており、大気汚染の大きな原因の1つとなっています。

## ○政府による大気汚染対策

政府は大気汚染の対策として、建設工事の一部延期要請や散水、人工降雨、道路の清掃、マスクの無料配布などを行っています。

建設工事の一部延期については、例えば1月16日、バンコク市内で行われている鉄道建設工事の請負業者に対し、1週間工事を一時停止または作業時間を変更するよう要請しました。他にも大気汚染対策がない工事現場には対策が講じられるまで工事中止を命じることなども検討されており、実行されれば多くの工事現場が影響を受けることが予想されます。

散水については、散水車の利用の他、ドローンを使った空中からの散水や高層ビルの屋上からの

散水が行われています。筆者も道を歩いている、上からミストのような細かい水が降ってくるのを感じたことが何度かあり、身近な場所でもこうした対策がとられています。

政府により様々な大気汚染対策が講じられる一方で、これらの対策はその場しのぎの一時的なものに過ぎず、根本的な解決には至らないといった指摘もされています。毎年乾季になると大気汚染問題が騒がれるものの、雨季に入り状況が改善すると話題に上らなくなり、また雨季が明けると深刻化する…といった状態を繰り返しており、進展がありません。今回外国から注目されるほど大きな問題となったことで、タイ国民の意識が向上し、政府による中長期的な対策がなされることが期待されます。

## ○終わりに

ニュースで大きく報道された一時期と比べて、現在の大気汚染の状況は改善しているように感じますが、根本的な原因が解決されたわけではなく、今後も引き続き動向を注視する必要があります。大気汚染の程度を示す空気質指数（AQI）はアプリやウェブサイトでチェックすることが可能なため、タイに渡航される際はぜひ活用していただければと思います。またタイは暑いためマスクを着用するのは苦しく感じますが、自分自身が主体となって取れる対策としては、最も有効であると思います。渡航の際はPM2.5対応のマスクを日本からご持参されることをお勧めします。



<日系ドラッグストアのマスクコーナー>



<AQI 値が確認できるウェブサイト>

(1 パーツ≒3.5 円)

以上

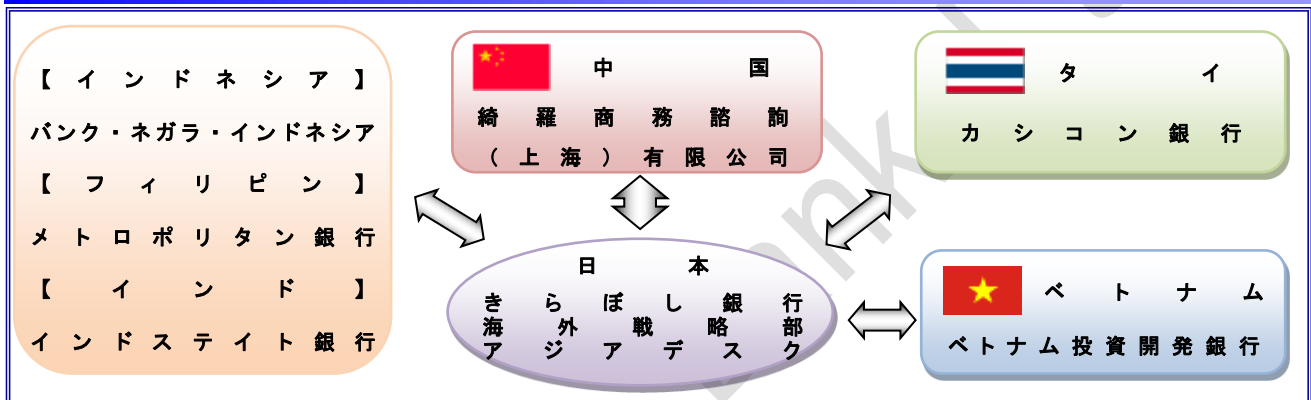
タイ駐在 児玉

本レポートに記載の事項は情報提供のみを目的としたものであり、記載されているデータ、意見などはきらぼし銀行が信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありませんが、その正確性、確実性を保証するものではありません。当レポートに記載された内容が事前連絡無しに変更されることもあります。当レポートに記載された条件などはあくまで仮定的なものであり、かかる取引に関するリスクを全て特定・示唆するものではありません。事業展開の最終決定は貴社ご自身の判断でなされるよう、また必要な場合には顧問弁護士、顧問会計士などに御相談の上でお取扱下さいませようお願い致します。

## きらぼし銀行の海外ビジネスサポートについて

きらぼし銀行では、お客さまのアジアビジネスサポートを目的にアジアデスクを設置。中国上海市にはコンサルティング会社を設け、お客さまの中国ビジネスに関して総合的なサポートを実施しています。また、タイ・ベトナムなどアジア各国の地場銀行との業務提携や、東京都中小企業振興公社のタイ事務所、東京都立産業技術研究センターのバンコク支所などとも連携し、お客さまの海外事業に関して、資金面、コンサルティングの両面よりサポートを行っております。

### 海外ビジネスサポート体制



### 上海コンサルティング会社について

- 商号：綺羅商務諮詢(上海)有限公司
- 所在地：中国上海市黄浦区淮海中路918号久事復興大廈24-C1室
- コンサルティング内容：
  - 中国進出相談・現地法人設立サポート、持分譲渡・合併・撤退等事業戦略コンサルティング
  - 中国企業調査・市場調査に関するコンサルティング、契約書・社内規定等作成支援
  - ビジネスマッチング支援、その他トータルコンサルティング（日常業務から専門事項まで照会対応）
- URL：<http://www.kiraboshi-bc.com.cn/>

### お問合せ

 <p><b>きらぼし銀行</b> 海外戦略部アジアデスク</p> <p>電話：03-6447-5828</p> <p>E-mail：<a href="mailto:i580@kiraboshibank.co.jp">i580@kiraboshibank.co.jp</a></p> <p>担当：渡邊、小林（智）、小林（邦）、浦山</p>	 <p><b>綺羅商務諮詢(上海)有限公司</b></p> <p>電話：86-21-6467-0011</p> <p>E-mail：<a href="mailto:kiraboshi_shanghai@kiraboshi-bc.com.cn">kiraboshi_shanghai@kiraboshi-bc.com.cn</a></p> <p>担当：養田（総経理）</p>
--	---

本レポートに記載の事項は情報提供のみを目的としたものであり、記載されているデータ、意見などはきらぼし銀行が信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありませんが、その正確性、確実性を保証するものではありません。当レポートに記載された内容が事前連絡無しに変更されることもあります。当レポートに記載された条件などはあくまで仮定的なものであり、かかる取引に関するリスクを全て特定・示唆するものではありません。事業展開の最終決定は貴社ご自身の判断でなされるよう、また必要な場合には顧問弁護士、顧問会計士などに御相談の上でお取扱下さいませようお願い致します。